

医療法人徳洲会 喜界徳洲会介護センター
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

【運営規程設置の主旨】

(第1条) 医療法人徳洲会が、開設する通所リハビリテーション事業（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

【事業の目的】

(第2条) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

【運営の方針】

(第3条) 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るように生活機能の維持又は向上を目指し、在宅ケアの支援に努める。

2. 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

【従業者の職種、員数】

(第4条) 当事業所の従業員の職種、員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところである。

- | | | |
|------------------|------|-----------|
| 1. 管理者兼医師 | 1名 | (兼務) |
| 2. 看護職員 | 2名以上 | (専従) |
| 3. 介護職員 | 5名以上 | (専従) |
| 4. 理学療法士または作業療法士 | 2名以上 | (専従または兼務) |

【従業者の職務内容】

(第5条) 前条に定める当事業所従業員の職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者兼医師

当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。また医師として利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

2. 看護職員

看護職員は医師の指示に基づき検温・血圧測定等の医療行為を行う。

3. 介護職員

介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介

護を行う。また利用者の心身の状況に応じ介護を適切に行い充実した日常生活の援助に努める。

4. 理学療法士または作業療法士

理学療法士または作業療法士は、医師やその他の従業員と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、利用者の心身の諸機能の改善、又は維持を図るため計画的な機能訓練や、主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す活動を用いて、治療、指導及び援助を行う。

【施設の名称及び所在地】

(第6条) 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

1. 事業所名 : 医療法人徳洲会 喜界徳洲会介護センター
2. 開設年月日 : 平成16年6月1日
3. 所在地 : 鹿児島県大島郡喜界町大字赤連105-5
4. 電話番号等 : 電話番号 0997-65-1100 FAX 0997-65-1223
5. 管理者名 : 小林 奏
6. サービス種類 : 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
7. 介護保険指定番号 : 4679000143

【営業日及び営業時間】

(第7条) 営業を行う日及び時間は次のとおりとする。

1. 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までは除く。
2. 営業時間 : 午前8時30分から午後17時00分までとする。
提供時間 : 午前9時30分から午後15時45分までとする。

【利用定員】

(第8条) 通所リハビリテーションの利用定員数は30人とする。(介護予防通所リハビリテーション、短時間利用者を含む。)

【事業の内容】

(第9条) 通所リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)は、医師、理学療法士等によって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて必要なリハビリテーションを行う。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
3. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
4. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
5. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、個別リハビリテーションを実施する。

【利用者負担の額】

(第10条) 事業を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、定められた基準によりその1割から3割の額とする。

2. 事業の提供の開始にあたり、利用申込者又はその家族に対し運営規定の概要、勤務の体制、その

他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。

3. 食事を提供する場合、食材料費及び調理に係る費用として400円を撤収する。

4. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用者等は、事業所の定める期日までに、利用料金を現金又は事業所の指定する金融機関への口座振り込み等により支払うものとする。（重要事項説明書参照）

【通常の事業の実施地域】

（第11条）通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

喜界町全域

【サービス利用に当たっての留意事項】

（第12条）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・体調不良等によって利用を休まれる場合は、当日の朝までにご連絡ください。
- ・サービス提供中は緊急やむをえない場合を除いて、基本的に病院受診はできません。
- ・飲酒、喫煙、火気取扱いは禁止とする。
- ・設備、備品の取り扱いは丁寧に行うこととする。
- ・所持品、備品の持ち込みは事前に申し出ることとする。
- ・ペットの持ち込みは禁止とする。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- ・利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止とする。
- ・運動靴、または機能訓練時に行動しやすい靴をご用意ください。
- ・金銭の貸し借りは禁止する。
- ・原則として飲食物の持ち込みはご遠慮願います。
- ・金銭、貴重品の管理は原則としてご利用者の責任において管理していただきます。必要以上の金銭、貴重品の持ち込みについてはご遠慮下さい。
※事業所においても所持品の管理に努めてまいりますが、万が一紛失あるいは破損等が発生いたしました場合、当事業所の故意または重大な過失がある場合を除き、これらの所持品の賠償等についてはその責任を負いかねます。
- ・長期間ご利用がない場合は、当サービス提供の必要性がないと判断し、利用契約を終了させていただくことがあります。

【秘密保持】

（第13条）事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も継続する。

2. 事業者は、従業者に業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

【苦情処理】

（第14条）当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情を受ける為の窓口の設

置、担当者の配置、事実関係の調査の実施改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2. 当事業者は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 当事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

<サービスに関する相談・苦情受付先>

所在地	鹿児島県大島郡喜界町赤連 105-5
電話番号	0997-65-1100（代表）
受付時間	月曜日～土曜日 8：30～17：00（日曜日、12/31～1/3を除く）
担当者	花房 淳也

※ご相談については各市町村でも受け付けています。

喜界町役場（介護保険係）喜界町湾 1746 番地	（電話）0997-65-3685
--------------------------	------------------

○県国民健康保険団体連合会○

（所在地）鹿児島県鴨池新町 7 番 4 号	（電話）(099) 206-1024
（受付時間）月曜日～金曜日（9：00～17：00） 年末年始・土・日曜日・国民の祝日は休み	

【身体拘束等】

（第 15 条）当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

2. 自傷他害の恐れのある場合など緊急時やむを得ない場合は、管理者が判断した上で、身元引受人もしくは保証人の同意を得た上で、身体拘束・その他利用者の行動を制限する場合があります。

3. 第 2 項に基づいて身体拘束・その他利用者の行動を制限した場合は、利用者の状態・心身状況・拘束時間・理由を記録に記載し、身体拘束経過観察記録で状態などの観察・再検討を行います。

【虐待防止に関する事項】

（第 16 条）当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための委員会を定期的開催し、従業者に対して周知し、研修を実施する。

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

（3）その他虐待防止のための必要な措置を講ずる。

（4）虐待防止に対する措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【事故発生の防止及び発生時の対応】

(第 17 条) 当事業所は、安全かつ適切なサービスを提供するため事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2. 当事業所は利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等、関係者各位へ連絡を行うとともに、利用者に対し必要な措置を行う。

3. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4. 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により、法律上の損害賠償責任を負担すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

5. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

【緊急時等における対応方法】

(第 18 条) 当事業所における通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービス提供中に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、救急隊、利用者の家族、居宅介護支援事業所等、関係者各位へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

【職員の服務規律】

(第 19 条) 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

【職員の勤務条件】

(第 20 条) 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人徳洲会の就業規則による。

【職員の健康管理】

(第 21 条) 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

【個人情報の保護】

(第 22 条) 事業所は従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。また、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報は適切な安全管理措置をとることとする。

<個人情報利用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらさせていただきます。

- ・適切なサービスを円滑に行う為に、連携が必要な場合の情報共有のため
- ・サービス提供に掛かる請求業務等の事務手続き
- ・サービス利用にかかわる管理者運営のため

- ・ 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ・ ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ・ 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ・ 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ・ 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

【非常災害対策】

(第 23 条) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

【記録の整備】

(第 24 条) 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する諸記録を整備し、契約終了の日から 5 年間保存するものとする。

【その他運営に関する重要事項】

(第 25 条) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2. 事業所は従業者の質の向上を図るために、事業所における業務を遂行するなかで、日常的に専門的知識と技術の週取得や外部研修に参加させることにより業務体制の整備を図る。

3. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人徳洲会の理事会において定めるものとする。

この規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

平成 17 年 9 月 1 日改定	令和元(2018)年 9 月 1 日改定
平成 21 年 9 月 21 日改定	令和 2 (2020)年 4 月 1 日改定
平成 22 年 4 月 1 日改定	令和 4 (2022)年 12 月 1 日改定
平成 22 年 6 月 1 日改定	令和 5 (2023)年 9 月 1 日改定
平成 22 年 8 月 1 日改定	令和 5 (2023)年 12 月 27 日改定
平成 22 年 10 月 1 日改定	令和 6 (2024)年 11 月 21 日改定
平成 23 年 5 月 1 日改定	令和 7 (2025)年 1 月 29 日改定
平成 23 年 6 月 1 日改定	
平成 24 年 4 月 1 日改定	
平成 26 年 1 月 1 日改定	
平成 26 年 4 月 1 日改定	
平成 26 年 9 月 1 日改定	